

心血管疾患に係るワーキンググループ 開催要綱

1. 趣旨

脳卒中、心臓病その他の循環器病は、我が国の主要な死亡原因であるとともに、介護が必要となる主な原因のひとつである。

循環器病に係る医療又は介護に要する負担の軽減を図ることが喫緊の課題となっていることに鑑み、国民の健康寿命の延伸等を図るため、循環器病に係る診療提供体制の在り方について検討することを目的に、平成 28 年 6 月「脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る診療提供体制の在り方に関する検討会」が設置された。また、検討会において、脳卒中と心血管疾患にそれぞれ専門性の異なる視点における検討が必要な項目があることから、脳卒中と心血管疾患の二つのワーキンググループを立ち上げて議論することが決定された。

これを受け、本ワーキンググループでは、心血管疾患に係る診療提供体制の在り方について検討することとする。

2. 検討事項

- (1) 心血管疾患に係る急性期診療提供体制の在り方について
- (2) 心血管疾患に係る回復期～慢性期診療提供体制の在り方について
- (3) その他心血管疾患診療提供体制に関する事項について

3. その他

- (1) 本ワーキンググループは健康局長が、検討会座長の指名した別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本ワーキンググループには、構成員の互選により座長を置き、ワーキンググループを統括する。
- (3) 本ワーキンググループには、必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。
- (4) 本ワーキンググループは、原則として公開とする。
- (5) 本ワーキンググループの庶務は、厚生労働省健康局がん・疾病対策課が行う。
- (6) この要綱に定めるもののほか、本ワーキンググループの開催に必要な事項は、健康局長が別に定める。
- (7) ワーキンググループで得られた成果は、「脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る診療提供体制の在り方に関する検討会」に報告する。